

令和2年度重度障がい児者に対する喀痰吸引等特定行為 実施人材育成研修の受講者を募集します！

～喀痰吸引等研修(第3号研修・特定の者対象)の基本研修を受講料無料で行います～

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)の一部改正により、介護職員等であっても、一定の研修を受けることで喀痰吸引等の行為を実施することができるようになりましたが、重度障がい児者に対してこうした行為を行うことができる介護職員は未だ不足しています。

そこで県では、喀痰吸引等研修(第3号研修・特定の者対象)の登録研修機関である公益財団法人介護労働安定センター岐阜支所を実施機関として、平成27年度から喀痰吸引等研修の基本研修を無料で実施しています。

令和2年度の開催につきまして、研修内容、応募方法等をご案内させていただきますので、受講を希望する方は下記によりお申込みください。

記

- 【内容】 喀痰吸引等研修(第3号・特定の者対象)における基本研修
(実地研修については、本研修の対象外です。)
- 【日程】 令和2年9月から令和3年1月までの間に、県内各地域において2日間の研修を計5回開催。詳細は別紙開催スケジュール表をご覧ください。
- 【対象】 障害福祉サービス事業所等に勤務している介護職員等のうち、特定の者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者
- 【定員】 各回20名(定員を超える申込みがあった場合は、選考を行います。受講の可否については、改めてご連絡します。)
- 【受講料】 **無料**
- 【申込み】 別紙開催スケジュール表を参照のうえ、申込書に必要事項を記入し、岐阜県医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係田口宛に郵送、FAX又はメールによりお申込みください。
- 【応募締切】 令和2年8月14日(金)
- 【備考】 ※介護職員等による喀痰吸引等研修(第3号・特定の者対象)は基本研修を受講後、実地研修を受講することで修了となります。本研修を修了後、実地研修を受講される方は、喀痰吸引等研修の登録研修機関にて別途実地研修の受講をお申込みください。
※受講回は第2希望まで記載できますが、確実に受講できる回のみ記載してください。
※本研修の受講にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止等のため、以下についてご協力をお願いします。なお、状況によっては、研修の中止、延期や日程、会場等を変更する場合がございます。

【お願い】

- 研修を受講される際には、必ずマスクを着用してください。
- 研修の前後や休憩時間では、人と人の距離を適切に確保してください。
- 会場では、手洗いうがいや手指消毒にご協力をお願いします。
- 発熱や風邪などの症状がある場合、受講をご遠慮ください。

※申込書のダウンロード及び喀痰吸引等研修の制度については、岐阜県公式ホームページの医療福祉連携推進課のページをご覧ください。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/shogaisha-iryo/11230/R2kakutan-boshu.html>)

【介護職員等によるたん吸引等研修カリキュラム】

科目	内容	時間数	
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	障害者総合支援法と関係法規	2	
	利用可能な制度		
	重度障害児・者等の地域生活 等		
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	呼吸について	3	
	呼吸異常時の症状・緊急時対応		
	人工呼吸器について		
	人工呼吸器に係る緊急時対応		
	喀痰吸引概説		
	口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引		
	喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応		
	喀痰吸引の手順、留意点 等		
	健康状態の把握 食と排泄（消化）について 経管栄養概説 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時の対応 経管栄養の手順、留意点 等	健康状態の把握	3
		食と排泄（消化）について	
経管栄養概説			
胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養			
経管栄養のリスク、中止要件、緊急時の対応			
筆記試験（講習終了後）	20問出題、採点 *3問以上不正解の場合は再試験	1	
	20問出題、採点 *3問以上不正解の場合は再試験	1	
喀痰吸引等に関する演習 (この演習のほか、実地研修の序盤に行う現場演習を含む)	喀痰吸引（口腔内）	1. 5	
	喀痰吸引（鼻腔内）		
	喀痰吸引（気管カニューレ）		
	人工呼吸器装着者の喀痰吸引		
	経管栄養（胃ろう・腸ろう）		
	経管栄養（経鼻）		

*最後に実地研修に関する説明を付加する予定です。

(参考) 喀痰吸引等研修（第3号/特定の者対象）とは・・・

- 第3号研修 在宅の重度障がい者のように、個別性の高い特定の者に対して、特定の介護職員等がたん吸引等の医療的ケアを実施するための研修
- 第1・2号研修 高齢者の介護施設等において、不特定多数の者に対して、複数の介護職員等が喀痰吸引等の医療的ケアを実施するための研修〔第1号研修は、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）と経管栄養（胃ろう又は腸ろう・経鼻）の実地研修を含めた全課程を学ぶもので、一部の行為について実地研修を行うものが、第2号研修となります。〕

お問い合わせ・申込先
 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課
 障がい児者医療推進係 田口 健太
 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
 TEL:058-272-8279 FAX:058-278-2871
 E-mail : taguchi-kenta@pref.gifu.lg.jp